## 介護予防・生活支援サービス事業【訪問型サービス】サービス類型

◎今後の検討により内容が変更される場合があります。

	現行の訪問介護相当のサービス	<b>場介護相当のサービス</b> 緩和した基準によるサービス			短期集中型介護予防 サービス(訪問型)
国ガイドラインで の類型	現行の訪問介護相当のサービス 緩和した基準によるサービス (訪問型サービス A)			短期集中予防サービス (訪問型サービスC)	
利用者	「要支援1、2の認定を受けている者 (1)利用者本人が何らかの支援を (2)利用者本人が単身または、家 上記(1)かつ(2)の条件を満た ことを満たしていること(本人の る状態が解消された場合や、同居 供は終了する)	・要支援 1、2 の認定を受けている者 ・豊齢力(基本) チェックリスト該当者で(1)(2) いずれかに該当する者 (1)短期集中型介護予防サービス(元気応援教室)の利用を希望する者 (2)訪問による相談・指導が必要な者			
事業主体		(抑うつ、閉じこもりの者等) 専門職への委嘱・委託事業者ま			
サービス内容	現行の介護予防訪問介護同様に、有 資格者による身体介護と生活援助 ※国通知(老計第 10 号)に定める が護の具体的な行為*の範囲内のみ) ただし、一部身体介護の提供も可能。 訪問介護の具体的な行為*の範囲 内			たは市職員 指導員(保健師、看護師、栄養 士、歯科衛生士、リハビリテー ション専門職(理学療法士等)) が自宅を訪問し、生活の状況を 踏まえながら、運動・栄養・ロ 腔などの介護予防に関する助 言を個別に実施	
サービス利用回数	現行に同じ	1回1時間以内(週3回を限度とする) ※サービス事業対象者と要支援1は週2回までの利用に限定 ※週3回以上の利用は、要支援2の場合を想定			期間:3~6カ月
人員基準			必要な資格	配置要件	指導内容により、保健師、看護
	必要な資格配置要件管理者なし常勤専従 1 (サービス の提供に支 障がない場	管理者	が安は貝竹なし	専従1 (常勤の必要はなく、サービスの提供に支障がない場合に限り兼務可)	師、栄養士、歯科衛生士、リハ ビリテーション専門職(理学療 法士等)等が訪問
	できる ・	従業者 (訪問介護員)	●身体では 身体で 身体で では の介護に はまる の介護保険定 の介護保険定 の介護保険定 のののの がでする のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	必要数 (常勤換算2.5以	
	訪問事 業責任 一	サービス提供責任者 訪問事業責任者	不要	との兼務は好ましく	
設備基準	事業の運営を行うために必要な広さ				
	備品を備える (今後、詳細な基準を検討する中で	_			
報酬に対する基本 的な考え方	現行の介護予防訪問介護と同様	現行の訪問型介護予防事業の 報酬と同程度			
利用者負担	現行の保険給付	無			
事業者の指定/補 助		専門職委嘱/事業者委託			
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施				
サービス利用限度額	要支	₹援2 ₹援1 -ビス事業対象者	10, 473 単位 5, 003 単位 要支援1と同じ		_

## \*国通知(老計第10号)で定める訪問介護の具体的な行為

: 身体介護 :	〇サービス準備・記録等	〇清拭、入浴、身体整容	〇起床及び就寝介助	〇自立生活支援のための見守り
	〇排泄・食事介助	〇体位変換、移動・移乗介助、外出介助	〇服薬介助	的援助
生活援助	〇サービス準備等	〇洗濯	○衣類の整理・被服の補修	〇買い物・薬の受け取り
	〇掃除	〇ベッドメイク	〇一般的な調理、配下膳	

## 介護予防・生活支援サービス事業【通所型サービス】サービス類型

◎今後の検討により内容が変更される場合があります。

	現行の通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス	短期集中型介護予防サービス (元気応援教室)
国ガイドラインで の類型	現行の通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)	短期集中予防サービス (通所型サービスC)
利用者		」 または「豊齢力(基本)チェックリスト該当者」のうち ば日常生活を営むことができない場合で、サービスの提供によ	・要支援 1、2 の認定を受けている者 ・豊齢力(基本)チェックリスト該当者で身体機能の改善および買い物や掃除などの生活行為の改善が見込めると判断した者
事業主体	本 (現行の介護予防通所介護事業所の他	本市の委託を受けた事業者 介護老人保健施設、医療機関、 介護予防通所介護事業所、フィ ットネスクラブなど	
サービス内容	現行の介護予防通所介護同様に、生活機 能の向上のための機能訓練等を提供す る	介護予防に関する講話やセミナー、ミニデイサービス、レク リエーション、軽運動等、教養講座、趣味活動、地域活動等	生活機能を改善するための個別の目標に向け、運動器・口腔器の機能向上や栄養改善等の複合プログラムを専門職により短期集中的に提供
サービス利用回数	現行に同じ	1回2~3時間程度(週2回を限度) ※サービス事業対象者と要支援1は週1回の利用に限定 ※週2回の利用は、要支援2の場合を想定	期間:3カ月、複合プログラム 1回2時間程度、週2回を限度
入員基準 設備基準	世君 常勤専従 1 (支障がない場合のみ兼務可) 生活相談員 専従 1 以上看護職員 専従 1 以上看護職員 専従 1 以上 利用者が 15 人以上 専従 1 十必要数 (15 人とを超える利用者 1 人当たり 0.2 人) 1 以上 (支障がない場合のみ兼務可) 管理栄養士等 (支障がない場合のみ兼務可)	配置要件 管理者 専従1 (常勤の必要はなく、兼務可) 生活相談員 必要数(任意配置) 看護職員 必要数(任意配置) 従事者(介護利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人) 機能訓練指導必要数(自らが提供するサービスの種類により適宜配置する。) 管理栄養士等必要数(任意配置)	要な場所 (利用定員×3.0 ㎡で 得た面積以上を基本)
		〇消火設備その他非常災害に必要な設備。	〇サービスを提供するために必要な設備及び備品 〇消火設備その他非常災害に必要な設備
報酬に対する基本 的な考え方	現行と同様	現行の介護予防通所介護の8割程度(機能訓練に関連する専門職の配置ありの場合は9割程度) 〇報酬は月額包括単位 〇独自加算として「入浴加算」「事業所等連携加算」「軽度化加算」「自立化加算」を創設 〇独自減算として「送迎減算」を創設	現行の通所型介護予防教室(元 気応援教室)相当(委託料)
利用者負担	現行の保険給付での	利用者負担なし ※必要に応じて実費負担あり (テキスト代等)	
事業者の指定/補助		事業者委託	
ケアマネジメント サービス利用限度額	要支援 2 要支援 1 サービス	,	無 現行の通所介護相当のサービス、 緩和した基準によるサービス(通 所型サービスA)のサービスとの 併用はできない